

密封食品に正味量の表示を義務づけ

合成殺菌料「AF₂」の使用禁止とともに、食品に対する安全性が叫ばれ、保存管理のしやすい密封食品がみなおされてきました。しかし、中身の量が不明確で損をさせられてもわからないなど、消費者からの苦情も多くなっています。

このため通産省は、計量法の一部を改正して、野菜、肉、魚などから品目を指定し、その密封製品に正味量の表示を義務づけました。これは3月15日から実施されていますが、それ以前に製造されたもののために6カ月間の猶予期間が置かれていま

した。しかし、この猶予期間も終り9月15日から指定品目のすべてに表示がつくようになりました。

そこで、消費生活モニターが、密封食品の指定品目に「量目の表示がしてあるか」「正味量は表示どおりか」など調べるため、このほど試買調査を実施しました。

消費生活モニターが…… 密封食品の試買調査 12パーセントに量目不足

調査はモニターが近所の食料品店から購入してきた魚介類の加工品121点、食肉類47点、豆腐・野菜類の加工品82点、海草類41点、その他130点の合計421点について実施しました。

この結果、正味量の表示がしてあったものは421点中、395点で93.8%無表示など不適正だったものは26点で6.2%でした。特に海草類の加工品に無表示が多く32点中、9点もありました。

量目の調査は386点について行いましたが、正量だったのは227点で58.8%です。残りの159点は正量でないものですが、このうち不足は47点で12.2%、量が多すぎたもの112点で29%となっています。

なお、量が多いのは消費者にとってはありがたいことですが、正しい量目とはいえません。この調査ではプラスは4%以内、マイナスは2%以内を正量としています。

この調査結果により、無表示や正量でないものなどは、県計量検定所と通産省がメーカーに指導を行っていきます。特に、正味量の指定義務表示商品の違反者に対しては、勧告やメーカー名の公表がなされます。

なお、消費者自身も日頃から計量に関心をもち、商品の監視をし、ごまかされないような買物を心がけることが大切です。



【密封食品の計量をする消費生活モニター】

犬の放し飼いは迷惑です

犬の放し飼いは市の条例で禁止されています。おとなしい犬だからといっても、知らない人はこわいものです。他人に危害を加えたり、畑を荒したりすることのないように、必ずつないでおいてください。



訂正 前号(No.189)の6ページで、富士地区に県立普通科高校誘致について載せましたが、見出しに誤りがありましたので訂正いたします。
「10,700人の署名を県へ」が「110,083人の署名を県へ」です。